

株式会社 YMFG グロースパートナーズ(以下「当社」といいます。)は、フリー株式会社が提供するサービスを販売するに当たり、以下の通り利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

1 定義

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、フリー株式会社が提供するサービスの総称又はお客様が具体的に利用される個別の各サービスをいいます。
- (2) 「本サービス提供元」とは、別表記載の本サービス提供元をいいます。
- (3) 「本契約」とは、本規約に基づき当社とお客様との間で締結される本サービスの利用権(第2条第1項に定義する)の売買に関する契約をいいます。本契約の具体的内容は、申込書の内容により定められることとします。
- (4) 「本サービス提供元の規約」とは、別表記載の本サービス提供元の規約をいいます。
- (5) 「顧客情報」とは、利用申込時又は本サービス提供中に、当社が契約者等及びエンドユーザーに関して取得する、個人情報を含む全ての情報をいいます。

第1章 総則

2 本規約の適用

- (1) 当社は、お客様に対し、本サービスを利用するために必要となる、本サービス提供元から利用許諾を受けうる権利(以下「本サービスの利用権」といいます。)を再販売します。なお、お客様は、本サービス提供元との間で、所定の内容の本ソフトウェア利用許諾契約を締結する必要があります。お客様は、本サービス提供元の規約に同意の上、本契約をお申し込み頂いたものとし、本サービスのご利用にあたっては本規約を遵守するものとします。
- (2) お客様が当社と特約を締結した場合は、特約が本規約に優先します。

3 使用権許諾の範囲

お客様は、本規約に定める諸条件のもとに、本サービスを利用することを、本サービス提供元により許諾されます。

第2章 契約の成立

4 契約の成立及びサービス開始日

- (1) お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入した上で提出し(必要事項を入力したメールの送信を含みます。以下の申込書についても同様です。)、当社が当該申込みに承諾し、本サービス提供元に発注後、当社よりお客様に登録完了又は開通通知のメールをもって承諾の通知を行います。当社が承諾の通知を発信した時点で本契約が成立します(本契約が成立した日を、以下「契約日」といいます)。

- (2) 当社と本サービス提供元は、本サービス提供のための合理的な準備期間を考慮した上で契約日以降の日付をサービス開始日として決定し、第 1 項の通知によりお客様に通知します。

第 3 章 サービス提供

5 納入

- (1) 当社はお客様より受け取った申込情報をもとに、10 営業日以内にアカウントを発行します。
- (2) freee サインについては、以下に定める内容で納品を行います。

① 基本料金、追加ユーザー料金、オプション料金及び導入支援料金

毎月1日から20日の間に申し込みを行った場合、申込月に納品し、翌月1日を契約開始日とします。毎月21日から月末の間に申し込みを行った場合、申込月の翌月に納品し、翌々月1日を契約開始日とします。

② 電子署名

お客様が freee サインから直接利用できるものとします。

- (3) sweep については、以下に定める内容で納品を行います。

① 基本料金、追加オプション料金及び導入支援料金

契約開始日は申込書の納品希望日とします。

② 従量課金

顧客が sweep アカウントから直接利用できるものとします。

- (4) freee 経理アウトソースについては、以下に定める内容で納品を行います。

① 基本料金、追加オプション料金及び導入支援料金

申込月に納品し、当月1日を契約開始日とします。

② 従量課金

契約枚数を超えた利用分を従量課金対象とみなします。

- (5) アカウントの発行時には、お客様指定のメールアドレスにアカウント発行の旨のメールを送付します。本メールの送付をもって納品とします。

6 支払期日・支払方法

- (1) 当社は毎月月末で締め、同日までに契約開始した商品に対して翌月月初に請求書を発行し、お客様に請求します。なお、新たに商品を利用する場合、契約開始日は申込書の納品希望日とし、希望日より前に納品した場合は納品希望日までの利用期間は無料とします。プランのグレード変更(アップグレード、ダウングレード)、ID の追加・削除を行う場合は、変更日後の「初回契約日と同日(初回契約日が 1 月 5 日の場合、同日とは 5 日のことを指す)の直近月の日」以降の請求から変更後の金額を有効とします。

- (2) freee サインの支払については、当社は以下に定める方法でお客様に請求を行います。

① 基本料金、追加ユーザー料金、オプション料金及び導入支援料金

当社は契約開始月の月初に請求書を発行し、お客様に請求します。なお、新たに商品を利用する場合、納品日から契約開始日までの利用期間は無料とします。

② 電子署名料金

当社は毎月月末で締め、同日までにお客様が利用した電子署名の件数分の請求書を翌月初に発行し、お客様に請求します。

(3) sweep の支払については、当社は以下に定める方法でお客様に請求を行います。

① 基本料金、追加パッケージ料金

当社は毎月月末で締め、同日までに契約開始した商品に対して翌月月初に請求書を発行し、お客様に請求します。なお契約開始日は申込書の納品希望日とします。

契約初月及び、契約最終月の処理可能数は「契約枚数×日割」を上限とします。

② 契約枚数を超える利用料金

当社は毎月月末で締め、同日までにお客様顧客が利用した契約枚数を超える利用枚数分の請求書を翌月初に発行し、お客様に請求します。

(4) freee 経理アウトソースの支払については、当社は以下に定める方法でお客様に請求を行います。

① 基本料金、追加パッケージ料金

当社は契約開始月の月初に請求書を発行し、お客様に請求します。なお本商品は毎月の利用枚数での契約となるため、新たに商品を利用する場合、納品日の当月 1 日からの契約とします。

② 契約枚数を超える利用料金

当社は毎月月末で締め、同日までにお客様が利用した契約枚数を超える利用枚数分の請求書を翌月初に発行し、お客様に請求します。

(5) お客様は請求書を受け取った日の翌月末までに当社指定の銀行口座に振込手数料をお客様負担のもと振り込んでいただきます。お客様は、口座引き落としにより支払う場合は、請求書を受け取った日の翌月 20 日(休日の場合、翌営業日とする)の引き落としとします。

(6) 納品後の本製品の契約更新はお客様から当社へ連絡が無い限り、自動更新とします。利用停止する場合は翌更新日から 3 週間前を期限とし、お客様より連絡があった後の翌更新の請求から停止します。

(7) 本契約の更新に関し、当社が同意しない場合は、本契約は更新されません。

(8) 当社は、いかなる場合も本サービスの利用料金を返金致しません。

(9) 本条の規定は、お客様が申込書上で選択したサービスごとに適用されるものとします。

7 サポート

(1) お客様は、本サービス提供元から本サービス提供元の規約に定める範囲内で本サービスについてサポートを受けることができます。

(2) 本サービスに当社の無償サポートは対応しておりません。

第4章 当事者の責任等

8 お客様の氏名等の変更

お客様は、その氏名、商号、代表者、住所、所在地に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

9 禁止事項

(1) お客様は、本サービスの利用に際し次の各号のいずれかに該当する行為を行うことはできません。

- ① 当社又は第三者の著作権又は商標権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- ② 当社又は第三者を誹謗、中傷する行為
- ③ その他当社又は第三者の権利を侵害する行為、又は不当に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- ④ 虚偽の事実を当社に届出る行為
- ⑤ 事実と反する情報を流布する行為
- ⑥ 本サービスを利用する際に他人の名前、名称又は商号を名乗るなど他人に成りすます行為
- ⑦ 本サービスに関し付与された ID やパスワードを不正に使用し又は第三者に利用させる行為
- ⑧ 本サービスの利用のため接続するサーバーやネットワークを妨害したり混乱させたりする行為
- ⑨ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他人の個人情報を収集する行為
- ⑩ 犯罪行為又はこれを助長する行為
- ⑪ 公序良俗に違反する又はそのおそれがある行為
- ⑫ 法令に違反する又はそのおそれがある行為
- ⑬ 本サービスを複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース又は担保設定等をする行為、及び本サービスを使用する権利を譲渡、転売又はその使用を許諾する行為
- ⑭ 本サービスを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他改造する行為、及び本サービスの派生製品を開発又は第三者に提供する行為、並びに本サービスの構成部分を分離して使用する行為
- ⑮ 本サービスを正常なビジネスにおける用途を超えて使用する行為、及び自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為
- ⑯ その他当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

(2) 当社は、お客様が前項各号のいずれかに違反する又はそのおそれがあると認めたときは、その理由を記した書面により、お客様にその是正を要求できるものとし、お客様は当社の要求に従うものとします。

10 サービスの停止

- (1) 当社及び本サービス提供元は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。
- ① 火災、停電、不正アクセス等の事故により本ソフトウェアの中断がやむを得ない場合
 - ② 保守・運用上の点検整備またはセキュリティ管理上中断がやむを得ない場合
 - ③ お客様が当社に対する債務を履行しない場合
 - ④ システム構成機器の重大な故障やその他システムに関する重大な障害が発生し、本ソフトウェアの提供を継続することにより被害が拡大するおそれがある場合
 - ⑤ 秘密鍵情報の漏洩、偽造または変造など本ソフトウェアを提供するシステム等に重大な障害を与える可能性がある事由が発生した場合
 - ⑥ その他、当社が必要であると判断した場合
- (2) 当社及び本サービス提供元は、お客様が本規約に違反したと判断した場合、お客様の本サービスの利用を全部又は一部を停止することができるものとします。当社及び本サービス提供元が本サービスの全部又は一部を停止し、又はお客様による本サービスの利用の全部又は一部を停止した場合、当社および本サービス提供元はお客様その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとします。また、この場合でも、当該契約期間の料金の減額はなく、お客様は全額をお支払頂く必要があります。

11 契約の解除

当社は、お客様が次の各号の一つに該当した場合、何らの催告を要せず通知により本契約を解除することができるものとします。当該解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。ただし、損害賠償の請求を妨げません。

- (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は、民事再生手続、破産、会社更生手続などの開始申立があったとき
- (2) 営業の廃止、解散、あるいは営業の全部又は一部の譲渡、又は公官庁から業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき
- (3) 経営が相当悪化、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- (4) 本サービスの利用料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (5) お客様、お客様の役員、従業員又は本契約におけるお客様の代理人若しくは媒介者が暴力団関係者であることが判明したとき
- (6) 本サービスにおいてお客様が本規約に違反すると当社が判断したとき
- (7) お客様が第9条第1項で禁止された行為を行ったと当社が判断したとき
- (8) 第10条に基づき本サービスの全部又は一部が停止され、又はお客様による本サービスの利用の全部又は一部が停止されたとき
- (9) 前各号のほか、当社がお客様による本サービス利用の継続が不相当と判断したとき

12 遅延損害金

お客様は本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合は、お客様は支払期限の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

13 保証及び損害賠償

- (1) 当社は本サービスに関しその市場性、権原、特定の目的への適合性、使用に伴う黙示の保証等について明示黙示を問わず一切の保証を行いません。当社は本サービスのアクセス中断がないことやエラーがないことの保証を行いません。本サービスは、医療現場や、本サービスの不具合やアクセス中断等により人身事故が起こり得る環境での使用はできないものとします。
- (2) 当社は、第 15 条の違反による以外は、予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ喪失及びそれに伴う損害、間接損害及び派生損害については責任を負わないものとします。
- (3) 本契約に基づき当社が免責される場合を除き、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合には、お客様が当該損害の生じる直前に利用した本サービスの料金の 12 ヶ月間分に相当する金額を限度とし、かつお客様が直接かつ現実的に被った損害に限り賠償します。

第 5 章 一般条項

14 秘密保持

- (1) お客様及び当社が本サービスを利用又は提供するにあたり相手方の業務上の機密情報(本契約の内容も含みます。)を知った場合、お客様及び当社(以下「受領者」といいます。)は相手方(以下「開示者」といいます。)の業務上の機密情報を含む一切の情報を本契約の契約期間のみならず、契約終了後においても第三者に開示、漏洩してはならないものとします(当社による本サービス提供元への本サービスの提供に必要な範囲内での開示を除きます)。
- (2) お客様及び当社は、自己の従業員に対して相手方の機密情報へのアクセスについて制限があり本条の規定を順守する必要がある旨通知するものとします。お客様及び当社は、本条に対する違反が疑われる場合、直ちに相手方に通知するものとします。
- (3) お客様及び当社は、上記に関わらず政府機関から又は法令に基づいて開示の要求があった場合は、当該要求があった旨及び開示する内容を開示当事者に事前に書面にて通知するよう合理的な努力をした上で開示するものとします。
- (4) 開示者が受領者に対して開示する機密情報は、譲渡不能で非独占的な使用許諾であり、本契約の目的を達成するためのみに使用されるものとします。

15 プライバシーポリシー

- (1) 当社は、当社プライバシーポリシーに定めるところにより、顧客情報(お申込時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する個人情報を含む全てのお客様に係る情報をいいます。以下同じとします。)を利用するものとします。

当社プライバシーポリシー

<https://www.ymgp.co.jp/policy/personal-information.pdf>

(2) 当社は、お客様が本サービスの利用に際し当社に提供した以下の情報を法令に基づき適切に保管いたします。

① 本サービスのユーザーID 及びパスワード

② 本サービスを利用する従業員等の氏名、所属部署及び役職

(3) 当社は、お客様による本サービスのご利用状況を、本サービス提供元から取得することができるものとします。

(4) 当社は、本サービスに関する顧客情報全てを本サービス提供元に提供することがあります。

16 権利譲渡の禁止

お客様は本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

17 本サービスの仕様変更、その他の変更

(1) 当社は、合理的な範囲内で本サービスの内容の変更(本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更等を含むが、これに限定されません。以下「仕様変更等」といいます。)を行う場合があります。当社は、お客様に対し、仕様変更等を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたします。

(2) 前項の仕様変更等の外、当社は、合理的な範囲内で本サービスを変更(仕様変更等、サービス料金及び本規約の条項の変更を含むが、これに限定されません。)できるものとします。ただし、料金の減額、その他お客様に不利にならないと当社が判断する変更については、かかる事前の通知をせずに変更することができるものとします。

(3) 前 2 項の外、本サービス提供元により、本サービスの全部又は一部が変更されることをお客様は承諾するものとします。

18 本サービスの廃止

(1) 当社が、相当期間を設けた書面による事前通知により本サービスの全部又は一部を廃止する場合があることを、お客様は予め承諾するものとします。

(2) 前項の外、本サービス提供元により、本サービスの全部又は一部が廃止されることをお客様は承諾するものとします。

19 法令遵守本

サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

20 存続条項

第 2 条、第 13 条乃至第 15 条、本条及び第 21 条に記載の当社及びお客様の権利と義務は本契約の終了後も効力を持つものとします。

21 準拠法・裁判管轄

本契約に関する準拠法は日本法とします。また、本サービス又は本契約に関連してお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、山口地方裁判所を一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【施行・改訂】

2024 年 4 月 1 日初版施行

2025 年 7 月 1 日最終改正

freee サービス利用規約

別表 サービスの構成

【本サービス提供元】

フリー株式会社

【本サービス提供元の規約】

フリー利用規約 (<https://www.freee.co.jp/terms/>)